

平成28年7月26日

〒108-0073  
東京都港区三田3丁目3番8号  
サンフィールド11ビル  
ネクセル総合法律事務所  
株式会社メディアハーツ代理人  
弁護士 成川弘樹 先生

特定非営利活動法人  
消費者被害防止ネットワーク東海  
理事長 杉浦市郎  
(連絡先) 〒460-0002  
名古屋市中区丸の内2-18-22  
三博ビル8階  
事務局長 野澤厚美  
電話 052-265-9258  
FAX 052-265-9259

## 申入書

貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本年4月にも再度の申し入れを行いました。下記のようにあらためて、申し入れをいたします。

また、平成28年5月18日付けの回答書ありがとうございました。

お忙しいところ恐縮ですが、平成28年8月26日までに、上記連絡先に書面にてご回答下さいますようお願い申し上げます。

なお、本お問い合わせの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容、本お問い合わせ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表することがあることを申し添えます。

## 申入れ事項

(貴社のホームページの表示)

お申し込み最初の1か月分、お一人様1回限り！

たっぷり1ヶ月分30包がなんと

~~3,480円~~→630円

ラクトクコース募集要項

最低4回(4か月)以上の継続を約束してある旨の記載

### 1 申し入れの趣旨

貴社に青汁の購入を申し込むと4か月の継続購入であることを、630円と同じフォントで記載してください。

### 2 申し入れの理由

#### (1) 貴社のホームページの記載

貴社のホームページのラクトクコース募集要項には、最低4回(4か月)以上の継続を約束してある旨の記載があります。

しかし、その文字の大きさは630円の値段にくらべ非常に小さいものです。

#### (2) 有利誤認表示(景表法5条1項2号)

ホームページを全体としてみると、「1か月分30包が630円」の大きなフォントに比べ、「4か月の継続購入」のフォントが小さいため、消費者は4か月分の購入が予定されているにもかかわらず、1か月分のみ購入すればよい、代金が安いものであると考えることとなります。

したがって、販売代金を実際のものよりも「著しく有利であると一般消費者に誤認される表示」であって、「不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」に該当し、景品表示法5条1項2号に反します。

#### (3) 不利益事実の不告知(消費者契約法4条2項)

貴社のホームページには、「4か月の継続購入」について記載はあります。しかし、「1か月分30包が630円」の大きなフォントに比べ非常に小さいため、消費者は4か月分の購入が予定されている記載を見落とし、1か月分のみ購入すればよいと誤認する可能性があります。また、4か月の継続購入が義務であることは、対価その他の取引条件(消費者契約法4条4項2号)に該当しますので、消費者契約法の4条2項にいう重要事項に該当します。

従って、このように消費者に有利な事実の表示の大きさに比して、消費者に不利な事実の表示の大きさが著しく小さい場合は、実質的に消費者に対して故意に不利益な事実を告げなかったと評価されるべきものであり、消費者契約法4条2項に反すると考えられます。

(お申し込み内容確認画面)

商品名の欄に4か月分の価格の総額の記載がありません。

1 申し入れの趣旨

お申し込み内容確認画面に4か月の継続購入であることと4か月分の合計代金を記載してください。

2 申し入れの理由

(1) ラクトクコースの契約内容とお申し込み確認画面の齟齬とその問題点

貴社のラクトクコースは、実際には、4か月の継続購入が義務とされており、4か月の購入代金の合計として11,070円を要するものです。

しかし、貴社のラクトクコースの「お申し込み内容確認画面」には、1か月分630円の記載はありますが、4か月の継続購入であることと4か月分の合計代金の記載がありません。

このような貴社のラクトクコースお申し込み内容確認画面の表示は、消費者に対し、4か月の継続購入義務がなく、1か月分のみ購入が可能で、かつ、その対価である630円を支払えば足る契約であると誤認を生じさせる可能性が高いものといえます。

(2) 消費者契約法4条2項に反する

消費者契約法4条2項は以下のように規定しています。

「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実(当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。)を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。」

申込にあたって、申込の内容を確認する場面の表示ですので、契約を確定するまで勧誘にあたるどころ、貴社のお申し込み内容確認画面は、対価その他取引条件にあたる、4か月の継続購入義務及びその金額について記載がないことから、重要事項について消費者に不利益な事実を故意に告げていないことに該当し、消費者契約法4条2項に反します。

(3) 他のホームページの記載

お申し込み確認画面以外のホームページ上では4か月の継続購入が記載されている箇所があります。

しかし、このような記載を常に消費者が確認できているか不明であり、また、消費者がホームページをみて、契約をするという手順をすすむ中で、最終的なお申し込み確認画面において、4か月の継続購入義務及びその対価の表示をするのは必要不可欠であり、このような表示がないことは、消費者に1か月の購入が可能で、630円支払えば足りるとの誤認を生じさせるものであると言わねばなりません。

ラクトクコース ご注文フォーム

「ご確認事項」欄の「未成年者の場合、親権者の同意を得ております」  
「ご利用規約に同意して申込みます。」  
「FABIUS からのお得な情報を受け取る」

以上のチェックボックスにあらかじめチェックが入っています。

### 1 申入れの趣旨

チェックボックスのチェックをはずし、注文者が自らチェックを入れる方法に変更してください。

### 2 貴社の主張

貴社は、未成年者確認、利用者規約同意確認、情報受領確認のチェックボックスにあらかじめチェックが入っていても特定商取引法上14条1項2号、同法施行規則16条1項2号、消費者契約法3条に違反していないと主張されています。

### 3 申し入れの理由

#### (1) 当団体からの申し入れ

本年4月19日付けの申入書でも申し上げましたように、下記アないしウのチェックボックスに初期設定としてチェックをいれていることは、下記のとおり、民法、特定商取引法、消費者契約法の趣旨に反しますので、チェックボックスの初期設定にチェックを入れないようにしてください。

そもそも、チェックボックスは、チェックを入れる者がチェックする対象を確実に認識したことを求めるため設けられるものであり、特段の事情がない限り、申込者がチェックする対象を間違いなく認識したことを物理的にも確認できるような方策を採る必要があるというべきことからすると、チェックボックスの初期設定にチェックを入れるのは不適當です。また、チェックを入れない初期設定にすることはきわめて容易であり、貴社の負担となるものではありませんので、ご配慮いただきますよう申し入れます。

#### ア 未成年者の欄のチェックボックス

未成年者の保護を規定している民法の趣旨に反します。

#### イ 利用規約のチェックボックス

特定商取引法 14 条 1 項 2 号及び同法施行規則 16 条 1 項 2 号違反消費者契約法 3 条の趣旨に反します。

ウ 貴社からの情報のチェックボックス

特定商取引法 14 条 1 項 2 号及び同法施行規則 16 条 1 項 2 号違反消費者契約法 3 条の趣旨に反します。

以 上